

## 各法人における情報開示の状況

	NPO法人	公益社団・財団法人	社会福祉法人	学校法人	更生保護法人
法令で定められた閲覧資料					
定款	○	○	◆	◆	◆
登記に関する書類の写し	○	-	-	-	-
定款の変更に係る登記に関する書類の写し	○	-	-	-	-
役員名簿	○	○(住所を除く)	◆	-	-
社員名簿	○	○(住所を除く)	-	-	-
事業報告書	○	○	○	○	○
収支計算書／損益計算書	○(収支計算書)	○(損益計算書)	○(収支計算書)	○(収支計算書)	○(収支計算書)
貸借対照表	○	○	○	○	○
財産目録	○	○	○	○	○
収支予算書	-	○	◆	◆※3	-
事業計画書	-	○	◆	-	-
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	-	○	◆	-	-
報酬等支給基準	-	○	-	-	-
キャッシュフロー計算書	-	○ (会計監査人設置法人及びキャッシュフロー計算書を作成している法人)	-	-	-
運営組織等概要	-	○	◆	-	-
監査報告	-	○	○	○	-
会計監査報告	- ※1	○ (会計監査人設置法人のみ)	○	◆※3	-

閲覧の義務付け	あり	あり	あり(当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合)	あり(当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合)	あり
法人の事務所に備置き	○	○	○	○	○
行政府の定める場所	○	○			
インターネットによる閲覧・謄写	あり(PDF:印刷不可、一部の府県では印刷可)	あり	なし※2	なし※4	なし
行政ポータルサイト	あり	あり	なし	なし※5	なし
電子申請	不可 (22年度から)	可	不可	不可	可

○・・・閲覧対象となっている資料

◆・・・提出義務はあるが閲覧対象ではない資料

-・・・提出義務のない資料

※1 認定NPO法人については、その認定要件の中に「その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること」との規定がある。(租税特別措置法施行令第三十九条の二十三第1項第三項口)

※2 各社会福祉法人において、「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12年12月1日)において、「法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への広告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当」と規定。

※3 私立学校振興助成法に基づく私学助成を受ける学校法人に対して義務づけ。

※4 約9割の文部科学大臣所管の学校法人が自主的にインターネット上で公開している。

※5 今年度中に文部科学省のホームページから各学校法人の財務情報のホームページへリンク。